# 四日市市WEBページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、市が管理する WEBページ(以下「市 WEBページ」という。) への、バナー広告(以下「広告」という。) 掲載にあたる広告表現について、四日市市 広告掲載要綱及び四日市市広告掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために必要な事項を定めるものとする。

#### (禁止表現)

- **第2条** 次の表現を含んだ広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
  - (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
  - (2) アラートマーク
  - (3) ラジオボタン
  - (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
  - (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

#### (市WEBページとの区別)

- **第3条** 次の表現については、ユーザーが市 WEBページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。
  - (1) 市 WEB ページと類似で、ユーザーが四日市市の事業であると錯誤しやすいもの
  - (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において 一般的な表現を用いるなど、ユーザーが四日市市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

**第4条** 文字色と背景色のコントラスト (明度差) は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

### (解像度)

**第5条** 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

## 附 則

本ガイドラインは平成19年2月1日から施行する。